［節を加える。］

第二節　施設等利用費の支給

（施設等利用費の支給）

第二十八条の十五　市町村は、施設等利用費の公正かつ適正な支給及び円滑な支給の確保、施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減及び利便の増進その他地域の実情を勘案して定める方法により、法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給又は同条第三項の規定による支払を行うものとする。

［条を加える。］

（法第三十条の十一第一項の内閣府令で定める費用）

第二十八条の十六　法第三十条の十一第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一　日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用

二　特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用

三　食事の提供に要する費用

四　特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五　前四号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

［条を加える。］

（令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額）

第二十八条の十七　令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一　幼稚園　八千七百円

二　特別支援学校　四百円

［条を加える。］

（令第十五条の六第二項第二号の内閣府令で定める日数等）

第二十八条の十八　令第十五条の六第二項第二号の内閣府令で定める一月当たりの日数は、二十六日とする。

2　令第十五条の六第二項第二号に規定する場合における同号に定める額は、四百五十円に当該特定子ども・子育て支援を受けた日数を乗じて得た額とする。

3　令第十五条の六第二項第三号の内閣府令で定める量は、当該教育・保育が提供される一日当たりの時間が八時間（法第七条第十項第五号イ又はロに定める一日当たりの時間を含む。）、かつ、一年当たりの期間が二百日とする。

［条を加える。］

（施設等利用費の支給申請）

第二十八条の十九　施設等利用給付認定保護者は、法第三十条の十一第一項の規定により施設等利用費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村に提出しなければならない。

一　施設等利用給付認定保護者の氏名、生年月日、居住地

二　施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもの氏名、生年月日

三　認定番号

四　特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）の名称

五　現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額及び施設等利用費の請求金額

［条を加える。］